

令和8年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和8年6月22日（月曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第2号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第3号	常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	報告第1号	繰越明許費繰越計算書 (令和7年度豊頃町一般会計予算)
日程第 6	議案第33号	選挙長等の報酬手当及び費用弁償に関する条例の一部改正
日程第 7	議案第34号	豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正
日程第 8	議案第29号	令和8年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第30号	令和8年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第31号	令和8年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第32号	令和8年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第35号	工事請負契約の締結 (幌岡第3幹線舗装工事（その2）)
日程第13	議案第36号	工事請負契約の締結(湧洞地区配水管布設替工事)
日程第14	議案第37号	物品の取得（一般X線撮影装置）
日程第15	同意案第2号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第16	同意案第3号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第17	同意案第4号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第18	同意案第5号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第19	同意案第6号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第20	同意案第7号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第21	同意案第8号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第22	同意案第9号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第23	同意案第10号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第24	同意案第11号	豊頃町農業委員会委員の任命

日程第 2 5	同意案第 1 2 号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第 2 6	同意案第 1 3 号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第 2 7	同意案第 1 4 号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第 2 8	同意案第 1 5 号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第 2 9		陳情の委員会付託
日程第 3 0		休会の議決

◎出席議員（8名）

1 番	小笠原 玄 記 君	2 番	後 藤 孝 夫 君
3 番	岩 井 明 君	5 番	藤 田 博 規 君
6 番	大 崎 英 樹 君	7 番	大 谷 友 則 君
8 番	坂 口 尚 示 君	9 番	中 村 純 也 君

◎欠席議員（1名）

4 番	杉 野 好 行 君
-----	-----------

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田 武 君
副 町	長	山 田 良 則 君
教 育	長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長		井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口 浩 司 君
総 務 政 策 課 長		森 直 史 君
住 民 課 長		林 谷 一 徳 君
福 祉 課 長		鎚 木 政 洋 君
産 業 課 長		小 野 直 人 君
施 設 課 長		田 中 陽 平 君
会 計 管 理 者		大 長 根 典 子 君
農業委員会事務局長		笠 間 一 秀 君
教育委員会教育課長		齋 藤 学 君
総 務 課 参 事		江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事	務	局	長	山	崎	勝	巳	君
庶	務	係	長	佐	藤	尚	志	君

午前 10 時 00 分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和 8 年第 2 回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山崎事務局長。
- 山崎議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。
4 番杉野好行議員から本日の議会を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
次に、議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりです。
次に、監査委員より令和 8 年 2 月から令和 8 年 4 月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。
なお、報告書はお手元に配付のとおりです。
また、教育委員会より令和 7 年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。報告書につきましても配付のとおりであります。
以上です。
- 中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。
- 按田町長 議長からお許しを受けましたので、令和 8 年第 2 回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。
最初に、大津地区津波住民避難訓練の実施についてであります。
5 月 15 日、大津地区において津波住民避難訓練を実施いたしました。
大津地域では、これまでも大津漁業協同組合、大津地域づくり協議会、大津小学校並びに地域住民の皆様のご協力のもと、毎年、津波を想定した避難訓練を実施してま

いりました。

一方で、昨年７月に発生したロシア・カムチャツカ半島付近を震源とする地震、同年１２月の青森県東方沖地震、さらには本年４月の岩手県三陸沖地震に伴い、３度にわたり津波警報が発表され、本町においても避難指示を発令し、住民の皆様には避難をしていただいたところであります。

このたびの訓練は、その際に住民の皆様からいただいたご意見や課題を踏まえ、関係機関のご協力をいただきながら、避難体制の検証と改善を目的として実施したものであります。

特に課題の一つとして挙げられておりました国道３３６号津波緊急避難場所における携帯電話の電波不感地帯の解消に向け、関係機関及び事業者の協力のもと、導入に向けた有効性を検証するため、衛星通信設備「スターリンク」を活用した実証実験を実施いたしました。実証実験では、災害対策本部を設置する役場庁舎をはじめ、国道３３６号津波緊急避難場所、大津築山、大津沖合及びトンケン津波緊急避難場所を遠隔で接続し、音声や映像をリアルタイムで共有を行ったところであります。

訓練当日は、災害対策本部からの指示のもと、大津築山から飛行させたドローンにより、大津漁協から沖出しを行う漁船の状況や国道３３６号津波緊急避難場所への車両避難の状況、さらには津波救命艇へ避難する大津小学校の児童及び教職員の様子をリアルタイムで確認することができました。

今回の実証実験により、国道３３６号津波緊急避難場所における通信環境の改善に向けて、一定の有効性が確認できたと考えております。

また、住民の皆様からは、避難場所におけるトイレ環境の充実を求めるご意見も寄せられたことから、今回の訓練にあわせて国道３３６号津波緊急避難場所に常設型の仮設トイレ３基を設置し、避難環境の改善を図ったところであります。

今後につきましては、スターリンクの導入に向けた準備を進めるとともに、国道３３６号津波緊急避難場所のさらなる環境整備に向け、本定例会に関連予算を提案しているところであり、引き続き避難施設の機能向上に取り組んでまいります。

また、大津地域をモデル地区として進めております防災タイムライン（事前防災行動計画）の作成につきましては、本年２月に防災講演会及び意見交換会を実施したほか、今回の津波住民避難訓練にあわせて津波警報発表時における住民の皆様の行動や課題等についてアンケート調査を実施いたしました。

今後は、意見交換会やアンケートでいただいたご意見をもとに検討会を開催し、その結果を踏まえながら地域の実情に即した防災タイムラインの作成を進めるとともに、地域防災力のさらなる向上と住民の皆様の安全・安心の確保に向け、防災・減災対策の充実に努めてまいります。

続きまして、農作物の生育状況についてであります。

秋まき小麦は、融雪が平年より５日早い３月２０日で、起生期は平年より２日早い３月２７日でした。また、幼穂形成期は平年より５日早い４月２５日でした。圃場間差が見られるものの、全体的に平年より進んで生育しております。

馬鈴薯の植付作業は、平年より４日早い４月２４日に始まり、平年より５日早い５月６日に終了しております。

豆類の播種作業は、大豆で平年と同じ５月１６日に始まり、播種終わりは平年と同じ５月２３日となりました。小豆は、平年と同じ５月１９日に始めました。大豆、小豆ともに出芽は順調に進んでおります。

甜菜の直播の播種作業は平年より５日早い４月１９日に始まり、平年より９日早い４月２７日に作業が終了いたしました。出芽期は平年より１日早い５月１０日でした。生育は平年並みで推移しております。

牧草の萌芽期は平年より２日早い４月８日でしたが、草丈は平年並みとなっており、生育は順調に進み、６月１１日から１番草の収穫作業を開始しております。

飼料用とうもろこしの播種期は平年と同じ５月１４日であり、５月下旬の降霜の影響により、一部で生育停滞がみられるものの、生育は順調に推移しております。

ほとんどの作物で、作業や生育は平年並みからやや早めに推移しており、おおむね順調であります。

引き続き、今後の生育状況に注意しつつ、関係機関と連携し事業の推進に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定によって、６番大崎英樹議員及び７番大谷友則議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第２ 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月２５日までの４日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月25日までの4日間に決定しました。

◎ 委員会報告第2号

●中村議長 日程第3 委員会報告第2号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第2号 議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和8年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和8年6月17日。

3、調査の経過。

(1) 令和8年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和8年6月15日召集告示のあった令和8年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、6月17日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和8年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月25日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和8年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取扱いについては、令和8年第1回定例会閉会後に受理したものは5件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきものの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきものの1件、その他2件については議員配付

にとどめるものとした。

エ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月22日に開催するよう日程を調整した。

オ、豊頃町農業委員会委員の任命に係る同意案第2号から同意案第15号については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

以上です。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第3号

●中村議長 日程第4 委員会報告第3号 常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 委員会報告第3号 常任委員会所管事務調査結果報告書。

両常任委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1) 愛知県西尾市におけるうなぎの養殖事業について。

2、調査の方法。

説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

令和8年4月14日。

4、調査の経過と結果。

日本有数の生産量を誇る「一色産うなぎ」の養殖・出荷・加工を行う「一色うなぎ漁業協同組合」における事業及び取組状況について、産業厚生常任委員会及び総務文教常任委員会の合同委員会として調査を実施した。

(1) 愛知県西尾市の概要。

西尾市は、平成23年に旧一色町、旧吉良町、旧幡豆町の1市3町が合併した人口約17万人、面積161.22平方キロメートルで、愛知県の中央部を流れる矢作川

下流域に位置し、海・山・川に囲まれた自然豊かな環境で、一年を通じて比較的温暖な気候となっている。また、特産物として抹茶、カーネーション、うなぎ、あさりの生産量・漁獲量が全国トップクラスで、特に「一色産うなぎ」「西尾の抹茶」は特許庁の地域団体商標に認定されており、農・工・商がバランスよく発展した市である。

（２）一色うなぎ漁業協同組合の歴史と事業及び取組について。

明治２７年に愛知県水産試験場が一色町に設立され、この試験場が地方行政機関としては初の独自水産試験場であったことと、内面水産養殖の研究が進められ、うなぎ養殖の効率性が実証されたことから、町内で養殖場が設置されたことが始まりであった。

明治２８年の台風１３号と明治３４年の伊勢湾台風による被害が養殖産業発展の転機となり、深刻な農業被害を受けたことで災害復興と減反政策の一環として、行政主導による「うなぎ養殖業」の振興が図られ、土地区画整備と養殖専用水道の整備が行われ、この水道管理のため、既存の小規模漁協が合併し、「西三河養殖業漁業協同組合」が設立された。ブランド化の一環として漁協の名称変更の必要性を強く感じた５代目の組合長らが組合員を粘り強く説得した結果、平成４年４月１日をもって「西三河養殖業漁業協同組合」から現在の「一色うなぎ漁業協同組合」に名称を変更し、一色産うなぎの名前を全面に出した。

現在の加盟組合員は１１０名、９１経営体で、西尾市内の経営体は８６軒で、うなぎを安定供給するため、当該漁協においても生産設備をもち、養殖を行っている。

養殖施設については、１００パーセントがビニールハウスによる養殖となっている。一色町での特色として、養殖池は地底に天然の土や川砂を使用し、天然に近い環境を構築している。このため、２年から３年に一度、底地の入替え作業が必要となっている。

水質管理については、ｐＨやアンモニア濃度を数時間おきに点検し、調整を行っている。

なお、全国的にも珍しい河川水を利用した「養鰻専用水道」のポンプ場と各養殖地までの送水管約１００キロメートルの管理を２４時間体制で行っている。

食の安全・安心の取組では、平成元年度には既に「うなぎ品質検査室」を整備し、出荷前の残留医薬品の検査を義務化してランダムサンプリングによる検査を実施している。

出荷は２００グラムサイズで行われ、稚魚から約１，０００倍の重量まで成長させている。また、愛知県水産試験場の研究成果により、大豆イソフラボンから抽出した成分によって、うなぎのメス化が可能となり、成長の早いオスと成長の遅いメスを生産することで、年間を通じて美味しいうなぎの供給を可能としている。

生産量については、令和6年度統計で全国2位が愛知県となっている。愛知県内の生産量の約9割を一色町が占めており、全国生産量の約2割を担っている。

養殖うなぎは市場のせりではなく、購入業者との相対取引となっているため、東京・名古屋・大阪市場内の水産問屋、全国の卸売問屋、うなぎ飲食店が主要取引先となっている。活鰻の配送条件として、24時間以内に到着できることが条件として大きいことから、西尾市の地理的優位性が東西両方へ販売できる大きな強みとなっている。

養鰻業の今後の課題として、シラスウナギの不漁による価格高騰や燃料費の高騰のほか、うなぎ養殖の許可制、シラスウナギ池入れ量の制限など、国の規制もあり、生産量の増加や新規養殖が課題となっている。

現在は天然うなぎ（親うなぎ）の保護やシラスウナギの流通の適正化に向けた協議及び活動を進め、安定確保の確立を目指している。

5、まとめ。

本調査では、長い歴史の中で発展してきた「一色うなぎ漁業協同組合」における全国的にも珍しいうなぎに特化した、養殖・出荷・加工を行う組織としての事業及び取組状況について調査した。

また、生産における高品質なブランドうなぎを安定的に供給するために整備された専用水道や、天然に近い環境を構築した養殖方法、安全性を確保するための検査体制など、産地としての信頼性やブランド化を確立するための取組が行われていた。

本町においても、地域資源を生かすための組織的な品質管理、付加価値を高めるブランド化など、参考にできる取組が多く見られた視察内容であった。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は報告済みとします。

◎ 報告第1号

●中村議長 日程第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書39ページをお開きください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書（令和7年度豊頃町一般会計予算）について説

明いたします。

令和 7 年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、令和 7 年第 4 回議会定例会、令和 8 年第 1 回議会臨時会及び令和 8 年第 1 回議会定例会において可決いただいております。

このたび、令和 7 年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、令和 8 年 5 月 31 日付で調整いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき報告いたします。

繰越計算書の内容につきましては、40 ページをご覧ください。

2 款総務費において、十勝ロイヤルホテル高圧機器更新工事、住民基本台帳システム氏名振り仮名一括対応業務及び住民基本台帳旧氏の戸籍附票システム連携対応業務、3 款民生費において、物価高対応子育て応援手当支給事業、4 款衛生費において、簡易水道事業費（物価高騰対応分）、5 款農林水産業費において、新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金及び道営農地整備事業負担金、6 款商工費において、クーポン券発行事業、7 款土木費において、社会資本整備総合交付金事業（幌岡第 3 幹線）及び社会資本整備総合交付金事業（幌岡西 2 線）、8 款消防費において、大津地域津波緊急避難場所避難路整備事業、9 款教育費において、給食センター高圧受電設備更新工事、10 款災害復旧費において、豊頃 11 号線災害復旧事業、茂岩高台線災害復旧事業、二分線川災害復旧事業及びその他林道牛首別線災害復旧事業、計 16 事業、11 億 7,962 万 7,000 円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、報告いたします。

●中村議長 報告第 1 号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第 1 号は報告済みとします。

◎ 議案第 33 号

●中村議長 日程第 6 議案第 33 号 選挙長等の報酬手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案第 33 号 選挙長等の報酬手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例案は、最近における物価変動等を踏まえ、国会議員の選挙等の執行経費の基

準に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、選挙執行経費の基準額が改正になったことから提案するものであります。

主な改正内容につきましては、議案説明書によりご説明いたします。

議案説明書 1 ページをご覧ください。

別表第 1、報酬（手当）の額覧中、選挙長、開票管理者の日額「1 万 6 0 0 円」を「1 万 2, 2 0 0 円」に、投票管理者の日額「1 万 2, 6 0 0 円」を「1 万 4, 5 0 0 円」に、期日前投票所、不在者投票所の投票管理者の日額「1 万 1, 1 0 0 円」を「1 万 2, 8 0 0 円」に、投票立会人の月額「1 万 7 0 0 円」を「1 万 2, 4 0 0 円」に、期日前投票所、不在者投票所の投票立会人の月額「9, 5 0 0 円」を「1 万 9 0 0 円」に、開票立会人及び選挙立会人の月額「8, 8 0 0 円」を「1 万 1 0 0 円」に、投票事務従事者の月額（手当）「1 万 2, 6 0 0 円」を「1 万 4, 5 0 0 円」に、期日前投票所、不在者投票所の投票事務従事者の月額（手当）「1 万 1, 1 0 0 円」を「1 万 2, 8 0 0 円」に、開票事務従事者の月額（手当）を「8, 7 0 0 円」から「1 万 1 0 0 円」に改め、次の 2 ページ目になります。

別表第 2、選挙長等の費用弁償につきましては、宿泊料の欄、「7, 0 0 0 円」を「1 万 1, 0 0 0 円」に改めるものであります。

なお、附則として本条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 3 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 4 号

●中村議長 日程第 7 議案第 3 4 号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正に

ついてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 3 4 号 豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、特殊勤務手当に係る人事院規則の一部を改正する人事院規則が令和 8 年 4 月 8 日に公布、施行されたことに伴い、本町職員についても国の制度改正に準じて所要の改正をする必要があることから提案するものであります。

議案説明書 3 ページをご覧ください。

別表第 3、特殊勤務手当について、災害応急作業等手当の項、支給金額につきまして、「7 1 0 円」を「9 5 0 円」に、「1, 0 8 0 円」を「1, 4 4 0 円」に改めるものであります。

なお、附則として本条例は公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 4 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 4 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 2 9 号

●中村議長 日程第 8 議案第 2 9 号 令和 8 年度豊頃町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案第29号 令和8年度豊頃町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

一般会計補正予算書1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,912万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,012万4,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。

12ページをお開き願います。

なお、款項予算の職員人件費の補正につきましては、4月1日付の人事異動及び共済保険料率等の改定通知に伴う増減の補正であります。

1款議会費1項議会費において、1目議会費に職員人件費65万5,000円を追加。

2款総務費1項総務管理費において、1目一般管理費から職員人件費1,402万6,000円を減額。

3目財産管理費に町有建物PCB含有調査業務30万円を追加するなど、計55万円を追加。

14ページ、6目生活安全推進費に池田地区交通安全協会負担金7万5,000円を追加。

7目企画費に町内案内看板修繕料85万円を追加するなど、計186万円を追加。

9目電算情報管理費に標準仕様書改版対応業務52万8,000円を追加するなど、計52万8,000円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費において、1目戸籍住民基本台帳費に住民基本台帳ネットワーク機器更新業務164万円を追加するなど、計183万8,000円を追加。

16ページ、4項選挙費において、2目知事道議会議員選挙費に不在者投票管理者等の報酬1万6,000円を追加。

3款民生費1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から職員人件費22万9,000円を減額するなど、計22万9,000円を減額。

3目老人福祉費に熱中症警戒アラート対応温度計200万円を追加するなど、計13万2,000円を追加。

18ページ、4目障害者福祉費に障害者医療給付費360万円を追加するなど、計44万2,000円を追加。

5目福祉医療費に医療費助成システム改修187万円を追加。

2 項児童福祉費において、1 目保育所費から職員人件費 7 万 5,000 円を減額。
2 目子育て支援費から職員人件費 1 万 6,000 円を減額。
3 目学童保育所費に職員人件費 1 万円を追加。
20 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費において、1 目保健衛生総務費から職員人件費 1,615 万 7,000 円を減額。
2 目保健センター管理費に費用弁償 8,000 円を追加。
2 項簡易水道費において、1 目簡易水道費に簡易水道事業会計補助金 51 万 9,000 円を追加。
5 款農林水産業費 1 項農業費において、1 目農業委員会費に職員人件費 1 万 1,000 円を追加。
22 ページ、2 目農業総務費に地域農業構造転換支援事業補助金 4,728 万 5,000 円を追加するなど、計 6,874 万 7,000 円を追加。
2 項畜産業費において、1 目畜産業費に消耗品など、計 20 万 1,000 円を追加。
3 項林業費において、3 目治山事業費に計画調査 100 万円など、計 130 万円を追加。
24 ページ、6 款商工費 1 項商工費において、1 目商工総務費に商店街活性化コーディネーター委託業務 800 万円を追加するなど、計 1,514 万 2,000 円を追加。
2 目観光費に修繕料 35 万円を追加。
7 款土木費 1 項土木管理費において、1 目土木総務費から職員人件費 32 万 8,000 円を減額。
26 ページ、2 項道路橋梁費において、1 目道路橋梁維持費にデジタル測量機器 31 万円を追加するなど、計 75 万 6,000 円を追加。
2 目除雪費に自賠責保険料 4,000 円を追加。
3 目道路新設改良費に職員人件費 70 万 9,000 円を追加。
3 項住宅費において、1 目住宅管理費に管理備品 200 万円を追加するなど、計 248 万 2,000 円を追加。
28 ページ、5 項施設費において、1 目施設管理費に豊頃南町緑化整備工事 60 万円を追加。
6 項公共下水道費において、1 目公共下水道総務費から公共下水道事業会計補助金 204 万 6,000 円を減額。
8 款消防費 1 項消防費において、1 目消防費に費用弁償 12 万 5,000 円を追加。

2 項災害対策費において、1 目災害対策費に避難所資材庫移設工事 1 2 0 万円を追加するなど、計 3 1 8 万 4, 0 0 0 円を追加。

3 0 ページ、9 款教育費 1 項教育総務費において、1 目教員委員会費に職員人件費 1 0 2 万 4, 0 0 0 円を追加するなど、計 1 4 4 万 1, 0 0 0 円を追加。

4 目スクールバス管理費に車検手数料など 5, 0 0 0 円を追加。

2 項小学校費において、1 目学校管理費に教員住宅エアコン 5 5 万 2, 0 0 0 円を追加。

3 2 ページ、4 項社会教育費において、1 目社会教育総務費に管理備品 3 9 万 3, 0 0 0 円を追加。

5 項保健体育費において、2 目体育施設費に総合体育館修繕料 7 0 万円を追加するなど、計 8 0 万円を追加。

3 目学校給食費に自賠責保険料 1 万 3, 0 0 0 円を追加。

次に歳入につきましては、8 ページをご覧ください。

1 0 款地方交付税 1 項地方交付税において、1 目地方交付税に普通交付税 3 2 4 万 9, 0 0 0 円を追加。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金において、1 目民生費国庫負担金に障害者医療費 1 8 0 万円を追加。

2 項国庫補助金において、1 目総務費国庫補助金にマイナンバーカード交付事務費補助金 2 7 0 万円を追加、2 目民生費国庫補助金に障害者総合支援事業補助金 3 9 万 8, 0 0 0 円を追加、合わせて計 3 0 9 万 8, 0 0 0 円を追加。

1 5 款道支出金 1 項道負担金において、1 目民生費負担金に障害者医療費 9 0 万円を追加。

2 項道補助金において、4 目農林水産業費補助金に強い農業づくり事業（構造転換）4, 7 2 8 万 5, 0 0 0 円を追加、7 目教育費補助金に北海道市町村学校給食支援事業費 6 1 7 万 7, 0 0 0 円を追加するなど、計 7, 5 0 1 万円を追加。

1 0 ページ、1 7 款寄附金 1 項寄附金にふるさと振興寄附金 2 0 万円を追加するなど、計 3 0 万円を追加。

2 0 款諸収入 5 項雑入から学校給食費 5 2 3 万 3, 0 0 0 円を減額。

以上でありますので、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 ページをお開きください。

1 0 款地方交付税。

(質 疑 な し)

●中村議長 14 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 15 款道支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 17 款寄附金。

(質 疑 な し)

●中村議長 20 款諸収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 質問内容が複数の款に関連するため、歳入全般で質問いたします。

8 ページにあります 15 款道支出金 2 項道補助金中の北海道市町村学校給食支援事業費及び 10 ページにあります 20 款諸収入の学校給食費について伺います。

こちらについては、国から公立小学校の給食費実質無償化に伴う予算措置と推察されますけれども、本事業の詳細について伺います。

また、本事業費と 20 款給食事業収入額の差異の理由についても伺います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 ご答弁申し上げます。

まず、北海道市町村学校給食支援事業費につきましては、令和 8 年 4 月から国におきまして開始されました学校給食費の抜本的な負担軽減に伴いまして、小学校児童分の学校給食費について、北海道を通じて補助されるものでございます。

一方、11 ページ、雑入の学校給食費 523 万 3,000 円の減額についてでございますが、当初予算におきまして保護者負担分として計上しておりましたが、小学校児童分の給食費収入を実質無償化に伴い減額するものでございますので、今回減額したところでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 今回、年度初めから予算化していた自治体もあったと思うのですが、これは年度末の国会の情勢もあったということもあって、我が町では当初予算に盛り込めなかったということに対しては、理解を示しているところでございます。

現状、この補正予算がこれから成立していくかどうかというところだと思うのですが、本年度の 4 月から 6 月において、小学校の給食費の徴収については、町としてどのような対応を行っていたのでしょうか伺います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 ご答弁申し上げます。

例年、給食費の徴収についてでございますが、徴収は6月から実施しております。今回の無償化につきましては、新年度に入ってから各小学校を經由して保護者宛てに通知を行っております。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 3回目の質問になりますので最後になるのですけれども、徴収が6月から始まるということは、今補正予算が成立することに対して、保護者の追加対応が必要なものはないということなのかというところと、今後、保護者をはじめとした町民への周知は行っていくのかどうかというところが2点目、最後に3点目ですが、今回は国費で小学校の給食費が実質無償化になるということでございますが、当然こういったところになると、中学校はどうなのだとか、保育所はどうなのだという声も町民から出てくる可能性もあります。

町側の説明としては、あくまで給食費は保護者で負担するものという考え方というのを、これまでの同僚議員の一般質問ですとか、その他等々の議論で出ているところではありますが、その考えについては改めて変更がないのかどうか伺います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 ご答弁申し上げます。

現在、給食費の無償化につきましては、4月15日付で全児童から保護者宛てにチラシを配付しております。今のところ、無償化の関係につきましては、保護者、学校のほうから問合せはないのですけれども、今後ありましたらその都度対応してまいります。

中学校の給食費についてでございますが、今回の国の制度は小学校の給食費を対象にしたものでございまして、中学校の給食費については対象外でございます。中学校分を町単独で実質無償化する場合は継続的な財源確保が必要となります。現時点で直ちに実施する予定はございませんが、国や北海道の制度の動向、町の財政状況、保護者の負担軽減の観点を踏まえまして、今後検討課題としてまいります。

また、本町では3月に議員のほうからも質問がございましたが、今年度から入学祝金の新設や修学旅行費の支援額の増額など、子育て支援策について大きく見直しを行っております。そういった内容も踏まえまして、今後、中学校の給食費の実質無償化が町単独で必要かどうかを検討してまいります。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

1 2 ページをお開きください。

1 款議会費 1 項議会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款総務費 1 項総務管理費。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 2 点ご質問させていただきます。

まず 1 点目ですけれども、1 3 ページの 3 目財産管理費、町有建物管理費のところで、町有建物 P C B 含有調査業務がありますけれども、こちらの詳細について伺います。

また、仮にこちらの調査結果で対応が必要になった場合、令和 9 年 3 月 3 1 日までに当該機器の入替えや処分を完了させなくてはならないと思いますけれども、どのようなスケジュールを想定しているのか、具体的に回答をお願いいたします。

2 点目ですけれども、1 5 ページに移りまして、7 目企画費まちづくり推進費でございますが、町内案内看板及び町内案内看板デザイン作成業務ですが、この案内看板とはどのような看板を指すのかというところと、デザインについては従来を主としたデザインを作るのか、それとも新たにデザインを作成していくのか伺います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 ご答弁申し上げます。

まず 1 点目の町有建物 P C B 含有調査業務ですが、高濃度の P C B については既に処分済みなのですが、今回は低濃度の P C B についての含有調査ということになります。

こちらについては、国内メーカーが平成 2 年までに製造していました変圧器やコンデンサー、こういった電気機器について低濃度の P C B が含まれている可能性があるということで調査をするものなのですが、処分の受入期限が令和 9 年 3 月 3 1 日までとなっております。それに合わせて町有建物について全部調査を行って、必要なものについてはこの年度内でまた改めて修繕料ということでご提案させていただいて、処分を完了させたいと思ってございます。

続きまして、2 点目の町内案内看板についてでございます。こちらにつきましては、町内に何か所か案内看板がございます。大分色あせていたり、旧豊頃中学校や今後解体予定の町営野球場が看板の中に標記されておりますので、更新を行う内容でございます。

具体的な場所については、茂岩入り口の大型看板3枚「ようこそ豊頃町へ」「バイオディーゼル施設案内看板」「シートベルト着用の町」の古い看板がございます。こちらを新たにデザインを起こして、「バイオディーゼル施設案内看板」に関しては町有物産直売所の案内看板、「シートベルト着用の町」の看板についてはゼロカーボン宣言を行っておりますので、こちらの看板に更新したいと考えてございます。また、町内の地図看板がございまして、茂岩入口と豊頃駅前でございます。こちらについては内容を更新して、昨年度作成しましたデジタルマップのQRコードを表示して、観光客の方に情報提供を行いたいと思っております。

なお、茂岩入り口の大型看板につきましては、豊頃ライオンズクラブさんから大型看板3枚を寄贈いただくことでお話しいただいておりますので、設置費を修繕料としています。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 案内看板については、豊頃町の観光ですとか、そういった意味では非常に利便性といいますか、来た人にとって優しくなるような形で考えられているのかなと思いました。

P C Bのほうで再質問させていただきたいと思うのですが、昨年6月の議会でもP C Bの橋梁関係の予算で質問させていただいたと思うのですが、町に関してはこれから低濃度P C Bについては調査をしていくという話でしたけれども、昨年6月の質問の担当課長からの答弁があった際に、町で取り組むことはもちろんなのですが、町内事業所等でP C Bがある可能性がある場合というところですね。例えば主に電気室とかキュービクルとか倉庫などに保管されている電気機器について、町内事業所等向けにも含有可能性については点検を周知する必要があると感じているというふうな答弁があったのですが、その後現在まで処分期限が来年の3月31日までとなっている中で、町として、町内事業者ですとか町民向けに対応を何か行ったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 私のほうからご答弁させていただきます。

去年の6月に前任者である課長が先ほど議員がおっしゃったとおり答弁しておりますが、これにつきまして、前任者と引継ぎがうまくいっておらず、周知していない状況であります。

低濃度P C B廃棄物の処理の周知につきましては、P C Bの処理を所管する北海道から豊頃町においても町内の事業者等に周知についての協力依頼が来ておりますので、町としても7月1日発行の広報紙にその旨のチラシを折り込んで周知していく予

定でございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 こういったチラシを広報に折り込んで周知していくということは、私も必要だなと感じていたところであったので、しっかりとやっていただきたいと思います。

実際に調査をして仮にPCBが含まれているとした場合、入替え等を考えた場合、今はいろいろと物の納期も予想どおりにいかないことも多いものですから、そういったところを踏まえると処分期間まで9か月を切っているよりかは、昨年から動くべきだったのではないかなと思いますけれども、そちらについてはしっかりと対応して、処分期限が過ぎてもう処分ができないことがないように、しっかり町としても対応していただきたいと思います。

●中村議長 林谷住民課長。

●林谷住民課長 議員のおっしゃるとおり、これからも広報だけにかかわらずホームページでも掲載して周知を徹底していきたいと思います。

●中村議長 ほかに質問はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

補正予算書14ページをお開きください。

3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3款民生費1項社会福祉費。

1番小笠原議員。

●小笠原議員 17ページの3目老人福祉費でございますけれども、老人福祉一般経費のところで、熱中症警戒アラート対応温度計の補正予算が計上されております。こちらは当初予算でも計上されていましたが、200万円補正となっておりますが、これは対象世帯や対象数を拡大するという認識でよいのでしょうか。詳細を伺います。

●中村議長 鎬木福祉課長。

●鍋木福祉課長 私からご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、当初予算では75歳以上の高齢世帯で見守りの必要な方100世帯分について計上していたところでございます。ただ、議員もご承知のとおり、今年についてはエルニーニョ、しかもこれまでよりも強いスーパーエルニーニョということも言われていまして、観測史上最高の気温になるということも言われております。このため、対象世帯を拡大してこの事業をやるために計上しているのですが、この100世帯に対して当初予算で配布するときに、豊寿大学、老人クラブの集まりですとか、介護予防教室などに出向いて、こういう温度計がありますよなどということをPRしながら聞いたところ、7割か8割ぐらいの方にいいなという言葉もいただきましたので、対象世帯を追加で250世帯程度あるのですが、その8割程度を見込んで200台を追加するというものでございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

18ページ、2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4款衛生費1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款農林水産業費1項農業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6款商工費1項商工費。

説明第1号。

小野産業課長。

●小野産業課長員 説明第1号 公共用地等の取得について、ご説明を申し上げます。

予算説明書1ページをご覧ください。

本予算につきましては、人口減少や後継者不足などを背景に本町の購買の中心地で

ある茂岩商店街におきまして、近年、閉業する事業者が増加し、商店街店舗の空洞化が進んでいる状況であることから、将来的に町民の生活機能の補完と充実、そして中心市街地でのにぎわいと交流を生み出すことを目的に、町民参加型のワークショップの開催及び商工事業者や町内産業団体と連携を図りながら新たな拠点を整備することを見据え、拠点建設用地として町有地として取得するため、用地等取得費として第6款商工費に予算計上したものでございます。

1、公共用地等取得概要について、ご説明申し上げます。

取得用地、地番、茂岩本町31番地2、面積259.20平方メートル。

所有者、住所、旭川市東光13条3丁目6番17号、氏名、田中啓喜氏でございます。

続きまして、取得用地、地番、茂岩本町31番地1、面積829.88平方メートル及び茂岩本町31番地3、面積79.75平方メートル。

共に所有者、住所、札幌市厚別区厚別北1条3丁目1番20号、氏名、村上健博氏でございます。

合計3筆でございます。予算額合計は580万円。

なお、取得用地等位置図につきましては、対図番号1ページに位置図を掲載しておりますので、ご参照願います。

説明は以上でありますので、ご審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●大崎議員 ただいま提案されました予算について、取得についての目的、用途についての説明は理解しております。3月の定例会で、一般質問で触れさせていただきました内容であると理解しております。したがって、3月の議会から本日までの3か月でこれだけの作業が進んだことについては、高評価いたしたいと思います。

そういうことを前提に、豊頃町の市街地についての面通りがこれだけ空洞化になっていることについて、早急にそれらについての解決策をワークショップで理事者は進めたいということでありましたが、ワークショップについての体制はどうなっているかということが1点と、この関連で消防庁舎の建設が計画されています。そのことによって、ポケットパークがなくなるということについての対策として、私は町並みの空洞化の解決と将来の活性化を考えると、ベストな政策の推進ということについても理解し、評価します。

したがって、それらについてのワークショップは今後どういう在り方をするか、そ

のメンバーというのか、構成というのか、制度というのか、そういうものについて1点、これに関係してお聞きしたい。

それからもう1つは、面積的にこの金額でいきますと580万円、354坪に当たります。これについては、本町の公示価格、あるいは売買価格としては幾らに算定、査定されているかということが2点目です。

その件について、まずお聞きしたいと思います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 まずコーディネート事業の業務について、ご説明を申し上げます。

こちらは先ほど申し上げました新たな拠点の整備に向けまして、町民や関係団体などから広く意見を集約するため、ワークショップの開催を今後予定してございますが、その伴走及び補完、周辺の経済圏の現地調査や町内の観光資源を含めたフィールドリサーチ、または産業団体等へのヒアリング、そういったものを経まして、単なるワークショップの進行役というだけではなくて、それらを踏まえた意見を支援いただくという内容になっておりまして、最終的な拠点の整備に向けて目指す未来像をつくり上げるため、着実に実行に移せる基盤、そして、それらが着実に将来自走していける仕組みを描くことを目的に業務を委託するものであります。

ワークショップの構成員につきましては、現在ははっきりとは決定しておりませんが、予定しているのは、商工事業者及び商工会を中心に各町内の産業団体からのメンバーのほか、公募等により一般町民の方から希望される方を広く選定し、組織したいと現在考えてございます。

続きまして、土地の価格でございます。議員がおっしゃられたとおり毎年7月1日時点の公示価格が公表されてございますが、今回、豊頃町で最新の公示価格として令和7年7月1日現在の価格が公表されてございます。本町の基準点でいきますと、茂岩本町32番地が基準点ですので、今回、用地取得する近傍地でございますが平米4,700円になってございます。用地取得の単価と比べましても、そこまで乖離はなく公示地価に即した形になっているかと思われます。

以上です。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 まず1点目のワークショップを形成するメンバーなのですが、これは過去にいろいろな団体が結成されて消滅しているのです。説明の中で、商工会のメンバーといっても、やはり役員か担当責任者、産業界もトップグループ、それと町民からいっても大体が決まっているわけです。顔色がみんな同じ。したがって、変化がなかった。このことについて課長の説明で自走していける仕組みといっても、将来的に自走できるかということ、過去にいろいろな団体が生まれては消えているのです。こ

れが事実です。この件は反省してもらわないといけない。

もう一つは、この予算８００万円は、コーディネーターの委託料です。これは業者ではないですか。本町の末端まで、隅々まで、内容と歴史を本当に分かっている業者に委託するのであれば、私はオーケーです。しかし、今までは形として残っていない。これが私自身の反省です。このことについて考え方を改めていかなければいけないというのが私の考えです。ですから、総合的に、グローバル的にこれらについてを徹底的に、抜本的に構成をしなければ、またもや上手くいかなくなるというのが私の感想だと申し上げたいと思います。

それから、公示金額は私の試算では１万６，０００円程度になります。これは本町の公示価格と売買価格の中では、私はちょっと値段が高いのではないかなという感じを受けました。町民が本当に納得できるまちづくりの購入金額かということを質問されたら、私はいかななものかなというところを感じます。なぜかというと、５８０万円は土地を購入する予算です。ところが、説明では家屋が残っているではないですか。そういうものについての評価は、どうされていますかというところをお聞きしたい。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 ご答弁申し上げます。

まず１点目は、コーディネーターを受ける業者が町内の歴史等の把握というお話でございました。コーディネーター業務は、今後プロポーザル方式等によりまして、仕様設定を決めまして公募する予定でございますが、当然町外の業者になろうかと思われれます。本町の歴史を深く認識しているかということでは、認識は当然これからというお話になろうかと思いますが、プロポーザルで選定する段階で、いかに数字的な経済圏の人口だとか、そういったもろもろの数値からデータ化して、どういったものが将来的に伸びていくか、そういったものを基本にしながら、議員おっしゃられた本町の伝統、地域性も当然調べていただきながら、本町のワークショップの検討委員会と意見を交わしてつくり上げていかなければいけないものだと考えてございます。

また、もう一つこれまでの組織が現れては壊れてというお話もございました。誰がなれば壊れないのか、壊れるのか、そういったことは正直分からないところでございます。メンバーを組織するに当たりまして、ある程度、町内産業団体など基本となる主要メンバーというのはやはり必要ではないかと考えております。議員おっしゃったとおり、この人ならいいとか、これは駄目だとかは正直そこまでは分からないものでありまして、組織としてつくり上げた以上、それで何とか完成に向かって進めていきたいという思いで担当課はやってございます。

最後に土地の価格でございます。公示価格等から比較しても少し高いのではないか

というところでございますが、土地の代金の算出方法につきましては、町が道路用地や造成等に必要な土地の取得の際に使う事業の円滑な遂行を図るため、土地を取得する場合の基準額の算定方法を定めた要項がございます。こちらは固定資産評価額を標準額として、その額に市街地の場合の倍率を乗じて得た額を基本として算出するというになっておりまして、これまでもそういった事例を根拠に算出してきております。固定資産評価額の評価替えというのは3年に一度、公示価格は毎年度出ますけれども、それを反映しての評価替えというのは、実質来年度ということになりまして、土地公示価格は下がりぎみでは来ておりますが、町といたしましては、現在の固定資産評価額を基準として、要項にのっとりまして積算をしておりますので、それが根拠数値となっているところでございます。

以上でございます。

●中村議長 大崎議員。

●大崎議員 いろいろと説明を受けると、よしとしなければいけないなという要素も受け入れるのです。受け入れるのですが3月に一般質問したものが、この3か月で取得というところまで、予算要求までできたというのを褒めました。しかし、ワークショップのメンバーをこれから町民も含め、有識者というのか、経験者というのか、この人がいいとか悪いとかではなくて、まちづくりの専門家というか、関心の高い人、そういう人というのはいるはずなのですね。特に若い人の中では私はいると思いますよ、本町でも。そういう生の現場の本当の町民の意見というのが反映できるような組織というものを検討すべきだなというところをひとつ提案したいと思います。それと、これからコーディネーターを町外に委託するということになると、町内にはそういう機関ありませんから、それもよしと思うのです。ところがそういうところというのは、18町村でコーディネーターもされている経験者もいると聞いています。それについては、やはりAタイプ、Bタイプ、Cタイプという複数案が出てくるところで、多分甲乙丙つけがたい絵を描いてくる。そういう経験も私はしていますが、独創的な特色ある本町のはるにれ通りというものを名目どおり、そういう味のある本町にほかのまちにないようなコーディネーターをしてほしい。我が町のクリエイティブなものを示すべきだというのが、町民は歓迎するのではないかなという考えをします。したがって、そのことについての政策的な問題ですから、担当課長ばかりではなく、これはまちづくりの姿を表す、そういう意味からいうと、やはり町長の意見も、考え方も示唆していただきたいなと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 私からお答えさせていただきます。

3月の一般質問でこのやり取りというのはあったわけでございます。それから急速

に今回の提案というのがあったわけでありまして、場所については3月以前から庁内でも検討させていただいておりまして、今回、中心市街地という立地の条件ですとか、地権者との調整が整ったということで、今回提案させていただいたということになります。

今回の用地取得経費の関係については、先ほど担当課長のほうから答弁があったとおりでありますから、公示価格に基づいた公共用地としての利用というところで調整させていただきながら単価を決めさせていただいて、今回提案をさせていただいたところは納得していただけるのではないかなと思っておりますが、今回のどういう形にこの後していくかという中での考え方を議員は一番危惧されているのかなというところでございます。議員は長い経験がありますから、今までも様々なまちづくりに関わる中での話の中で、いろいろな案があって、いろいろな組織があってというところで、ご経験からいろいろな思いをされているというのは、私も承知するところでございますけれども、課長のほうでお話がありましたワークショップをどういう形にしていくかという中で議員がおっしゃったとおり、各産業団体ですとか、そういったところのトップが集まってやるような話も打合せの中であつたのですけれども、今までの形からいくと、まさに言っているとおりで、なかなか進まないというところもでございますから、私もこの2期目の中で、ここをしっかりとやりたいといった中で町民の皆様、特に若い人方、これからこの町を担う人方の意見をしっかりと組み入れた形で、形にしていきたいという気持ちがございます。そういった中から今回のワークショップにつきましても、これからプロポーザルで提案を受けるということになりますが、その中では私の思いをしっかりと提案する業者に組み入れていただいた中で形になっていくかと思います。

その上で、受託業者が全てを決めて提案するのではなく、やはり分かっているながらも、やはりこのワークショップに集まっていただく方々の意見をきちんと吸い上げ、まとめていただいて、形にするというような形を取っていききたい。あくまでもこちらから示して、それに対して進めると、大した意見が出なくて終わってしまうのですね。そして、町の行政がやりたいふうになってしまって、出来上がった後に、それは役場がつくったからというふうになって終わってしまうというところがありますから、そうではなく、できるだけ形としては、そこに集まった人方の意見を吸い上げ、それを形にしていく。最終的に自分たちの意見が具現化されたという形で、最後までできたものは責任を持っていただくというような形を取っていききたいと考えています。

ですから、そこに集まる、ワークショップに集まる町民の方々というのは、先ほど商工会、産業団体と言いましたけれども、やはりある程度町のことを知っている人を

選んでもらわなければいけないという部分がありますから、そういったところから人を選んで出していただくというのもありますし、そのほか一般町民、若手の皆様ということで考えております。その数ですとか、その部分についてはこれから検討ということになっていきますが、できる限り様々な意見、これまでの町の歴史のこともあるでしょうし、若いこれからの人が使っていく、つくっていく、にぎわいをつくっていくというようになりますから、そういった施設になることを念頭に置いて考えていくということでございます。

ですから、時期的にも、もう半年後に何かやるという話ではなくて、きっと1年近く時間がかかるのではないかなと思います。今回の話をまとめるに当たって年度末ぐらいまではゆっくり考え、今はちょうど消防庁舎の建設も来年度から取りかかるということになっていますから、その建設年次も2か年ということなので、その建設年次も考えながら、その後どうしていくかというところも、いつから始めるだとか、どうするのだというのを考えていかなければならないと思っています。

今、家屋が1軒まだありますから、今回解体の予算が出てきたのですけれどもまずは手続上、所有権を移転したりという話がありますから、ひとまず建物含みで買わせていただいて、その後、また9月に解体ですとか、いろいろな関連する予算が出てくるといいますし、あのままではあの場所は使えないものですから、その若干下場の整備、地盤の整備ですとか、そういったところも、これから協議していく中で追加させていただきながら出していくような形になります。

いずれにせよ、どういった形になるかというところを含めてはいますが、やはり今のポケットパークがなくなるという現実を考えますと、あの場所というのは、やはり向かいで非常にいいところだと思っていますし、まちづくり、商店街づくりの中ではコンパクトにまとめたいといった中で非常に核となる場所ではないかなと思っていますから、その辺も含めて、しっかりと議会とも調整をさせていただきながら、今後も進めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 今の質問に関連してご質問したいと思いますが、この用地取得及びコーディネーター委託業務のところについて、3点ほど質問させてください。

まず、先ほどの町長の答弁を聞いていますと、なかなか今年度で完結するような事業ではないのかなというふうに伺って感じたところでした。

今回のコーディネーター委託業務の今年度のタイムスケジュールというのはどういようになっているのかというところと、先ほど消防庁舎のところと関連して2年ぐらいのスパンでという話がありましたけれども、この委託業務については今年度のみ

の費用計上かと思えますけれども、翌年度以降もこういった委託業務を行っていく予定があるのかどうかというのが1点目の質問でございます。

2点目ですけれども、用地を取得したというところで、今の町長の話も伺っていますと、将来的には何か施設みたいなものを建てるというような考え方なのかなというふうに見受けられますけれども、このワークショップの結果をもって何かを今後建てていくというような方向性なのかというのが、2点目の質問でございます。

最後3点目ですけれども、私も昨年一般質問で町長に商店街や市街地の再構築について一般質問させていただきましたけれども、その際には、役場を中心とした茂岩市街のゾーン形成ですとか、町有施設に関する中心街のマスタープランの策定のところについても議論を交わさせていただきましたけれども、このワークショップについては、この用地をどうしていくのかというようなワークショップをしていくのか。それとも、先ほど申し上げた役場を中心としたゾーン形成ですとか、こういった中心街のマスタープランのところについても、ワークショップを通じて町民と協働して考えていくような内容になるのか、そこについて伺いたいと思います。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 私のほうから、ご答弁申し上げます。

まず1点目の今年度を含めたスケジュール等でございますが、先ほど町長からもお話があったとおり、複数年になることも現在想定して動いております。今年度につきましては、これからワークショップの組織づくりをした後、年度内にワークショップを3回ないし4回程度開催しながら、コーディネート業務を請け負っていただいた業者に町内の産業団体や福祉団体などに、幅広く意見聴取を実施、または経済圏の調査をしていただきながら、先ずは年度内に一度まとめ上げていきたいということで考えてございます。まとめ上げる範囲におきましては、来年度また調査が必要な場合、来年度はどこからどのような調査が必要になるかと見えてきますので、また引き続き来年度当初予算におきまして、必要な調査費用、業務委託費用につきまして計上したいと考えてございます。

2点目でございます。ワークショップの意見を反映した施設等を考えているのかということでございますが、組織したワークショップ内で新しいにぎわい創出のための拠点ができるとなると、こういった機能が欲しいとか、こういったものがあると便利というお話をいただきながら、具現化していくものであると考えておりますので、当然意見が反映される拠点となる施設と考えてございます。

それと、ゾーニングの件でございます。今回のワークショップ等の事業につきましては、もちろんマスタープランに影響を与えるような意見等が出てきたら、当然変更なり考えていかなければいけないですし、また、話合いの中で拠点施設以外に及ぶよ

うな商店街の活性化につながる画期的な意見が出た場合は、当然それらを含めて総合的に考えるのが今後のためになるのではないかと考えております。

以上です。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 私のほうからも併せてということなのですが、基本どういった形で考えていくかというのは今、担当課長がお話しさせていただきましたが、できるだけ市街地全体の話から、今回用地取得する場所の話に持っていくということになろうかなと思います。そういった面で考えながら、できるだけコンパクトな形でというようなことも考えますし、また、議員がおっしゃるとおり、平場のままでは何もならない話です。ですから拠点となる建物というか施設というのも建てながら、皆さんにその施設もどうするかというところも考えていってもらわなければならないかなと思っています。

そういった中で言いますと、建物ということになると単純にそれだけで済まないですから、施設の規模だとか、そういった面におきますと、建設するに当たっての財源だとか、いろいろなものも関係してくるというところもありますから、町の様々な総合計画もそうです。「まち・ひと・しごと創生総合計画」もそうですけれども、そういったところも、この話の進み方や今考えている施設の規模ですとか、いろいろなところを加味しながら変えていくということも必要なことになります。財源を求めれば、国の補助とか、交付金というのにも必要になってくるというところでもありますから、その辺も既にどういった形の交付金があるのかとか、そういったところも今、調査させていただきながら、時系列的にどうなのだというのも調べているというか、調査している段階にありますから、そういったところも含めて先ほども答弁申しましたとおり、つくればいいという話ではないと私は思っていますから、大事なのは皆さんのご意見、どういったものが必要なのか、どういった形にしていくのかということになります。そうすると、やはりコーディネートする側も今回の分は年度内に1回収めてももらいますけれど、その後も、それなりに時間がかかるという部分がありますから、課長が言ったとおり、次年度以降も継続するということになりますし、場合によっては事業者が途中で変わっては問題が出るということになりますから予算的なやり方も工面しながら、皆さんにしっかりとご提示するのと、承認をいただきながら進めていくというようなことになろうかなと思います。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 やはり今の話を聞いていますと、しっかり2年というか、本当に3、4年腰を据えてしっかりやっていかなければいけない事業かなと思うところがあります。

今年度に関しては公募型のプロポーザルで業者を受けるということでしたけれども、長期間2年、3年続けてやっていくという場合になると、例えば次年度は恐らくまた公募型となると業者が変わってしまう可能性もありますから、次年度以降は随意契約としてやっていくのか、そこは未確定なところがあると思いますが、その方針について伺いたいというところであります。

あともう一点ですけれども、今後、この用地所得したところの活用に向けて、ワークショップの結果等でどういったものができるのか、決まってくるかなと思いますけれども、そういったところを考えると、町有施設においては、特に市街地においては、既存の町有施設で様々な施設があると思いますけれども、そういったところと用途が重複してしまうとか、少し余してしまうようなところが出てくる可能性もあると思います。そういったところに関しては、ワークショップで議論するということは本筋とはずれるかもしれないのですけれども、これは役場のほうとしては、どういった方針というのは考えていかなければいけないのかなと思います。その辺りについて、方向性や所感があれば伺いたいと思います。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 予算の絡み、コーディネーターの委託の関係ですけれども、これは議員のおっしゃるとおり、次年度になればまた随意契約ということもあろうかと思いますが、またそこでやっていたところが途切れるのはあまりよろしくないと思いますから、中身、進み具合、その辺を含めて様子を見させていただきながら、しかるべきときに補正予算を提出させていただきながら、債務負担で翌年にまたやっていただくというような形になる場合もあるのかなと思っております。

それと2点目の話がありました。商店街の絡みです。やはり空き地ですとか空き家の部分というのも、ある程度総合的に考えていかなければならないとは思っています。その場所だけピンポイントではなく核となる施設はつくりますけれども、全体、やはりある程度はコンパクトににぎわっていかなければ駄目だと考えていますから、その辺も今回のコーディネート業務の中の一つのポイントとして入れさせていただきながら提案をしていただいて、話し合っていただくということになるかなと思います。

ただ、その中で、いろいろな話が出てくると思います。それもまた空き家だとか空き地はありますから、そこもしっかりと町も責任を持って話をしていって、どうしていくかというところなのかなと思っていますので、理解していただければと思います。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

7 款土木費 1 項土木管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 8 款消防費 1 項消防費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項災害対策費。

(質 疑 な し)

●中村議長 9 款教育費 1 項教育総務費。

2 番後藤議員。

●後藤議員 教育委員会事務局費についてお聞きします。

報酬として、部活動地域展開推進協議会委員 2 5 万 1, 0 0 0 円を計上していますが、これはどのような構成で何を目的とした協議会なのかお聞きします。

また、令和 7 年度予算では部活動地域移行検討協議会委員報酬が予算計上されていましたが、今年度の協議会との違いについて、ご説明をお願いします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 ご答弁申し上げます。

まず、協議会の目的でございますが、令和 7 年度までに行っておりました部活動地域移行検討協議会での結果を踏まえまして、本町として望ましい部活動環境の構築と地域における子供たちの活動の場を確保するために、部活動の地域展開等について協議するものでございます。メンバー構成でございますが、学校関係者、保護者、文化、スポーツ団体それぞれの関係者 1 4 名で構成することを想定しております。学校だけでなく、地域全体で子供たちの活動機会を支える体制づくりを協議して参るところでございます。

最後に、部活動地域移行検討協議会と今回の部活動地域展開推進協議会の違いでございますが、令和 7 年度まで地域移行検討協議会では、地域移行に向けた課題整理や

方向性の検討が中心でしたが、今年度から国の改革実行期間を踏まえまして、地域展開を具体的に推進する段階となったため、新たに地域展開推進協議会等を設置するものでございます。

以上です。

●中村議長 後藤議員。

●後藤議員 昨年度まで部活動地域移行試行事業が実施され、今年度からは部活動地域展開試行事業講師謝金が当初予算で115万2,000円計上されていましたが、今回の協議会委員報酬が年度当初ではなく補正予算対応となった理由についてお聞きします。

また、旅費について費用弁償16万6,000円が計上されていますが、これも部活動地域展開推進協議会委員に関係するものなのか、併せてお聞きします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 ご答弁させていただきます。

ご質問ございました協議会委員の報酬の補正予算での対応になった件でございますが、令和7年度まで部活動地域移行試行事業として取組を進めておりまして、今年2月24日までに開催した検討協議会において、引き続き中学校の部活動につきましては学校、保護者、地域団体、指導者等の関係者による協議体制を整え、また、近隣の町の情報も共有し、進めていくことが必要であると整理されたところでございます。

教育委員会としましては、推進方針や新たな協議会の設置内容、委員構成、任期等につきまして整理中であつたため、当初予算ではなく、今回の補正予算として計上するものでございます。

また、旅費の費用弁償16万6,000円についてでございますが、これにつきましては、スクールバスの運転員の分で3万9,600円、図書館の事務補助員分で10万7,800円となっておりまして、残り1万8,000円が今回の部活動地域展開推進協議会に関するものでございます。

以上です。

●中村議長 後藤議員。

●後藤議員 少子化の影響で生徒数が減少し、中学生の部活動は学校単位による活動が全国的に厳しくなっていると理解していますが、私も20年くらい前、子供に隣町の合同チームで部活動を経験させたことがありました。そのときの気持ちを思うと、現在の中学生やこれから中学校に入学してくる子供たちの気持ち、親の気持ち等を考えると、豊頃中学校部活動の現状と今後の見通しについて、どのようなことになるのかをお聞かせいただければ、何らかの子供や父兄のよりどころになるのかなと思いますので、ぜひ情報提供をお願いいたします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 ご答弁申し上げます。

豊頃中学校の部活動の現状でございますが、豊頃中学校の部活動については、野球部が池田中学校と浦幌中学校の合同チーム、バレー部につきましては、札内東中学校との合同チームで活動しております。吹奏楽部につきましては、豊頃中学校単独で活動しております。また、今年度から小学校から陸上に取り組んでおります生徒が浦幌町のクラブで活動していることから、今後、豊頃中学校としては、陸上を地域クラブ活動として承認するよう対応を進めているところでございます。このように、生徒の活動形態については学校単位に限らず、合同チームや地域クラブの活動も含めて多様化しております。

今後につきましては、部活動地域展開推進協議会において、各部活動の実情を踏まえ、生徒の活動機会を確保できる体制づくりと段階的に地域で展開することを検討してまいります。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

7 番大谷議員。

●大谷議員 部活動につきましては、後藤議員が言いましたように、1 町村では成り立たない時代に来ております。その中でどのような諮問をされるのかお伺いしたいと思います。

それから、地域移行によって少年団並びに部活動が衰退するようなことにならないのかお伺いいたします。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、急激な少子化により、スポーツ系、文化系を問わず、これまでどおりの学校ごとの活動が厳しくなっております。本町だけでございません。管内、道内、全国的な問題でございます。子供たちの成長の過程で部活動の存在は、これからの人生においても重要であると認識しております。その思いを学校、教育委員会で酌み取り、近隣町村との合同チームや地域クラブの移行などを視野に入れて協議会で取り組んでいく予定でございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質問はありませんか。

7 番大谷議員。

●大谷議員 地域移行については、衰退につながらないのかどうか。

●中村議長 中川教育長。

●中川教育長 私から答弁申し上げます。

地域移行、今年度から地域展開ということでございますけれども、一番の問題は指導者の確保、移動手段の確保、それから今言われておりますのは先生方の働き方改革、これらを地域クラブ化、あるいは合同チーム、拠点校の方式で、まず大事なのは子供たち、生徒の活動の機会、活動したいというものに取り組めるようにしている方法を考えていくということが一番大きな、先ほど後藤議員からもお話がありましたように、そういうことであろうかなと思います。

ただ、今ある部活動がベースになっております。これをまず大事にして、現在活動している生徒もおりますので、その中でやりたい競技やほかの町で実施されている部活動への参加などについて考えていくということでもあります。

先ほど課長からも答弁させていただきましたが、子どもの数が少なくなっておりますので、それにどのように対応していくかという課題を持ちながら対応していくということになろうかと思います。

以上です。

●中村議長 ほかに質問はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

2項小学校費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項社会教育費。

5番藤田議員。

●藤田議員 二宮報徳館に管理備品を購入する予算ですけれども、その内容についてお聞かせ願いたいと思います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 ご答弁申し上げます。

今回購入する備品でございますが、文化財の展示什器とアクリルケースでございます。この中には町の文化財でございます二宮尊徳の紋付羽織、二宮尊徳の直筆の道歌、そのほかに尊親愛用の矢立、双眼鏡、報徳館で保管しております尊親着用のコート、ズボンを展示する予定でございます。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●藤田議員 それは広く展示し、来館者に広く見せるような展示方法になるのでしょうか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長　ご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおりでございます。

●中村議長　ほかに質問はありませんか。

（　質　疑　な　し　）

●中村議長　５項保健体育費。

（　質　疑　な　し　）

●中村議長　歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（　質　疑　な　し　）

●中村議長　質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（　質　疑　な　し　）

●中村議長　質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（　討　論　な　し　）

●中村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第２９号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（　異　議　な　し　）

●中村議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

午後１時まで、昼食のため休憩いたします。

午後　０時０２分　休憩

午後　１時００分　再開

●中村議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎　議案第３０号

●中村議長　日程第９　議案第３０号　令和８年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長　議案第３０号　令和８年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

補正予算書３５ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ136万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億400万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明いたします。

44ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費に介護事務システム改修（報酬改定分）105万6,000円を追加。

3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費から職員人件費241万8,000円を減額するものであります。

次に、歳入につきましては42ページをご覧ください。

3款国庫支出金2項国庫補助金に介護報酬改定等システム改修事業補助金50万6,000円を追加。

7款繰入金1項他会計繰入金からその他繰入金186万8,000円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入歳出事項明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

42ページをお開きください。

3款国庫支出金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 7款繰入金。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

44ページをお開きください。

1款総務費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 3款地域支援事業費。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第31号

- 中村議長 日程第10 議案第31号 令和8年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中施設課長。

- 田中施設課長 議案第31号 令和8年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

簡易水道事業会計補正予算書1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容について、6ページ、7ページをお開きください。

7ページの収益的支出からご説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、1目原水及び浄水費に浄水場修繕料267万4,000円を追加するなど、計302万9,000円を追加。

5目総係費に大豊簡易水道維持管理負担金400万1,000円を追加し、職員人件費を減額するなど、計119万円を追加。

次に、6ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款簡易水道事業収益2項営業外収益に一般会計補助金31万9,000円を追加。

1ページに戻りまして、第2条、予算第3条本文なお書を「なお、営業費用中総係

費委託料のうち公営企業会計支援 3,700 千円及び負担金のうち大豊簡易水道維持管理費 10,401 千円の財源にあてるため、企業債 13,800 千円を借り入れる。」に改める。

次に、第 3 条、資本的収入及び支出についてご説明いたします。

9 ページの資本的支出からご説明いたします。

1 款資本的支出 1 項建設改良費において、1 目建設改良費に二宮地区配水管更新工事 480 万円、二宮浄水場ろ材入替工事 4,500 万円を追加し、計 4,980 万円を追加。

次に、8 ページの資本的収入についてご説明いたします。

1 款資本的収入 1 項企業債に二宮浄水場ろ材入替事業 4,490 万円を追加するなど、計 4,960 万円を追加。

4 項他会計補助金に一般会計補助金 20 万円を追加。

次に 2 ページに移りまして、第 4 条、予算第 5 条に定めた起債の限度額「2 億 3,230 万円」を「2 億 8,580 万円」に改める。

第 5 条、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を 1,309 万円に改める。

第 6 条、予算第 9 条に定めた他会計からこの会計へ補助を受ける金額を「94,540 千円」に改め、定めるものであります。

なお、今回の補正により、11 ページから 13 ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表に記載の金額が変更になっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

令和 8 年度豊頃町簡易水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページをお開きください。

1 款簡易水道事業収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、7 ページ、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款簡易水道事業費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。

8 ページをお開きください。

1 款資本的収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、9 ページ、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款資本的支出。

説明第 2 号。

田中施設課長。

●田中施設課長 説明第 2 号 二宮浄水場ろ材入替工事の施工についてご説明いたします。

予算説明書 3 ページをお開きください。

本工事は、二宮浄水場の緩速ろ過池、1 号ろ過池において長期間の稼働による経年劣化のため、不純物や濁度成分を除去する能力や処理スピードなどの機能が低下したろ過砂及びろ過砂利の全面入替えをすることとし、簡易水道事業会計補正予算第 3 条第 1 款資本的支出に計上したものであります。

工事概要についてご説明いたします。

対図番号 1 ページ、工事名、二宮浄水場ろ材入替工事。

工事予算額、4,500 万円。

工事内容、1 号ろ過池ろ材入替 1 池。

新規事業であります。

契約の方法は、指名競争入札により行います。

施工位置図につきましては、裏面 4 ページをご参照願います。

説明は以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

1 番小笠原議員。

●小笠原議員 ろ材の入替工事について伺いたいと思うのですがけれども、この対象となる現在稼働しているろ過池のろ材なのですかけれども、ただいま長期間稼働しているという説明がありましたけれども、具体的に何年間ぐらい稼働しているか伺います。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁いたします。

こちらの施設につきましては、昭和 62 年に建設されたものでありまして、39 年間稼働しているものでございます。

以上です。

●中村議長 小笠原議員。

●小笠原議員 およそ 40 年間稼働しているということでございますけれども、今回ろ材を入れ替えるに当たって、新しく入れ替えするものも大体 40 年ぐらいの活用を

想定していると考えてよろしいでしょうか。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁いたします。

なかなか40年という長い期間は想定してはいないのですが、維持管理上、毎日維持管理をしているわけですが、その状況を見ながら入替えの時期を見極めたいと考えております。

通常の維持管理では、ろ過砂の表面に汚れがたまったときに削り取る作業をして、砂が薄くなると新しい砂をまた補充するような維持管理を行っておりますので、その維持管理の際に異状、変状があった場合に入替えを調査検討していきたいと考えております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●藤田議員 資材の入替えということですが、二宮の水道を私は利用していますが、たまたま大雨とか何かすると、どうしても少し濁りが入ってくる部分が見受けられました。今後そのようなことがないような形の改善と理解してよろしいでしょうか。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁させていただきます。

藤田議員がおっしゃるとおり、今回予算提案させていただいておりますのが、二宮浄水場緩速ろ過池の3池あるうちの1池の全面入替えでございます。残り2池もまた状況を見ながら更新を検討していかなければならないと考えております。

今回この1池分のろ過砂、ろ過砂利を入れ替えることによりまして、濁度の濁り、汚れは改善され、水の質も良くなると考えております。今後、より一層丁寧な維持管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

●中村議長 藤田議員。

●藤田議員 多少の濁りにつきましては、その都度、役場のほうで対応してくれたわけですが、今後そのような事態になっても迅速な形で利用者に迷惑がかからないような対応はしていただきたいと思っておりますけれども、それについてお伺いします。

●中村議長 田中施設課長。

●田中施設課長 ご答弁いたします。

議員がおっしゃるとおり、今後も水質に万全の体制を期して、住民の皆様、利用者の皆様、業者等の利用者の皆さんに迷惑のかからないよう、最大限努めていきたいと

考えております。よろしくお願いいたします。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に２ページに戻り、第４条企業債から第６条他会計からの補助金まで質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３１号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第３２号

●中村議長 日程第１１ 議案第３２号 令和８年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中施設課長。

●田中施設課長 議案第３２号 令和８年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

公共下水道事業会計補正予算書１５ページをお開きください。

第２条、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容につきまして、１８ページ、１９ページをお開き願います。

１９ページの収益的支出からご説明いたします。

１款下水道事業費用１項営業費用において、５目総係費から職員人件費を減額する

など、204万6,000円を減額。

次に、18ページの収益的収入についてご説明いたします。

1款下水道事業収益2項営業外収益から一般会計補助金204万6,000円を減額。

15ページに戻りまして、第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を1,075万5,000円に改める。

第4条、予算第9条に定めた他会計からこの会計へ補助を受ける金額を「129,402千円」に改め、定めるものであります。

なお、今回の補正により、21ページから23ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表に記載の金額が変更になっておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上でありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

令和8年度豊頃町公共下水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。

18ページをお開きください。

1款下水道事業収益。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、19ページ、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1款下水道事業費用。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、15ページに戻り、第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第4条他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 5 号

●中村議長 日程第 1 2 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書 5 ページをご覧ください。

議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

このたび、幌岡第 3 幹線舗装工事（その 2）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5, 0 0 0 万円以上であることから、議会の議決を求めるものがあります。

1、工事名。幌岡第 3 幹線舗装工事（その 2）。

2、契約の方法。指名競争入札であり、5 月 2 7 日に執行しております。

3、契約の金額。7, 1 5 0 万円（内消費税等相当額 6 5 0 万円）。

4、契約の相手方。豊頃町中央新町 1 0 2 番地 3、有限会社豊頃舗道、代表取締役、佐藤昭好氏。

なお、工期につきましては、契約日から令和 8 年 8 月 2 5 日までとなっております。

以上でありますので、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 36 号

●中村議長 日程第 13 議案第 36 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書 7 ページをご覧ください。

議案第 36 号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

このたび、湧洞地区配水管布設替工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、予定価格が 5,000 万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

1、工事名。湧洞地区配水管布設替工事。

2、契約の方法。指名競争入札であり、5 月 27 日に執行しております。

3、契約の金額。1 億 5,400 万円（内消費税等相当額 1,400 万円）。

4、契約の相手方。豊頃町茂岩新和町 103 番地、門工業株式会社、代表取締役、澁佐圭氏。

なお、工期につきましては、契約日から令和 8 年 12 月 10 日までとなっております。

以上でありますので、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第３７号

- 中村議長 日程第１４ 議案第３７号 物品の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

- 森総務政策課長 議案書９ページをご覧ください。

議案第３７号 物品の取得についてご説明いたします。

このたび、次のとおり物品を取得することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、予定価格が７００万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

１、取得する物品名及び数量。一般Ｘ線撮影装置一式。

２、取得の目的。一般Ｘ線撮影装置の更新。

３、契約の金額。１，８３０万９，５００円（内消費税等相当額１６６万４，５００円）。

４、契約の方法。指名競争入札であり、５月２７日に執行しております。

５、契約の相手方。帯広市大通南２１丁目８－１、株式会社常光帯広営業所、所長、石原慎悟氏。

なお、納入期限は令和８年９月３０日までとなっております。

以上でありますので、ご審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第３７号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 26 分 休憩

午後 1 時 37 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 同意案第 2 号から同意案第 15 号まで

●中村議長 日程第 15 同意案第 2 号 豊頃町農業委員会委員の任命から日程第 28 同意案第 15 号 豊頃町農業委員会委員の任命についてまでの 14 件を一括議題といたします。

同意案第 2 号から同意案第 15 号までの 14 件について、一括して提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 同意案第 2 号から同意案第 15 号まで、豊頃町農業委員会委員の任命について、一括してご説明申し上げます。

本案の提案につきまして、現在の農業委員が本年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、新たな委員について農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

提案する方につきましては、同意案第 2 号、住所は豊頃町牛首別 374 番地 6、氏名は谷野和也氏であります。

同意案第 3 号、住所は豊頃町礼作別 536 番地、氏名は安達勝氏であります。

同意案第 4 号、住所は豊頃町農野牛 955 番地、氏名は相澤博美氏であります。

同意案第 5 号、住所は豊頃町二宮 3026 番地 3、氏名は森川聡氏であります。

同意案第 6 号、住所は豊頃町十弗 237 番地 2、氏名は山崎仁志氏であります。

同意案第 7 号、住所は豊頃町北栄 251 番地 4、氏名は永原和也氏であります。

同意案第 8 号、住所は豊頃町長節 747 番地 5、氏名は井下睦男氏であります。

同意案第 9 号、住所は豊頃町二宮 3573 番地 3、氏名は日下貴弘氏であります。

同意案第 10 号、住所は豊頃町統内 1825 番地、氏名は影山正志氏であります。

同意案第 11 号、住所は豊頃町北栄 371 番地 5、氏名は川口亜矢子氏であります。

同意案第 12 号、住所は豊頃町湧洞 744 番地 2、氏名は田頭綾子氏であります。

同意案第 13 号、住所は豊頃町茂岩末広町 117 番地、氏名は山田雅江氏であります。

同意案第 14 号、住所は豊頃町豊頃佐々田町 12 番地 1、氏名は今村典浩氏であり

ます。

最後に同意案第15号、住所は豊頃町幌岡184番地3、氏名は相澤和幸氏であります。

任期は令和11年7月19日までであります。なお、同意案第13号の山田雅江氏につきましては、農業者ではありませんが、農業委員会で事務職員としての経験を有しておりまして、同法第8条第6項の規定により農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない方として法の規定に基づき提案するものであります。

以上でありますので、よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、同意案第2号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

同意案第2号から同意案第15号までの14件については、人事案件につき討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号から同意案第15号までの14件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は同意することに決定しました。

同意案第3号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は同意することに決定しました。

同意案第4号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号は同意することに決定しました。

同意案第5号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は同意することに決定しました。

同意案第6号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第6号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第6号は同意することに決定しました。

同意案第7号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はあり

ませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第7号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第7号は同意することに決定しました。

同意案第8号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第8号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第8号は同意することに決定しました。

同意案第9号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第9号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第9号は同意することに決定しました。

同意案第10号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第10号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 10 号は同意することに決定しました。

同意案第 11 号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第 11 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 11 号は同意することに決定しました。

同意案第 12 号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第 12 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 12 号は同意することに決定しました。

同意案第 13 号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第 13 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 13 号は同意することに決定しました。

同意案第 14 号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第 14 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 14 号は同意することに決定しました。

同意案第 15 号 豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第 15 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 15 号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 38 分 休憩

午後 1 時 39 分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 陳情の委員会付託

●中村議長 日程第 29 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

山崎事務局長。

●山崎議会事務局長 陳情文書表。

受理番号 4。

受理年月日、令和 8 年 5 月 29 日。

件名、地方財政の充実・強化に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 1 2 5 番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、坂東学。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号 5。

受理年月日、令和 8 年 5 月 2 9 日。

件名、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 1 2 5 番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、坂東学。

付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号 6。

受理年月日、令和 8 年 5 月 2 9 日。

件名、令和 8 年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町 1 2 5 番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、坂東学。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●中村議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●中村議長 日程第 3 0 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、明日 6 月 2 3 日を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、明日 6 月 2 3 日を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣言

●中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1 時 4 1 分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 山 崎 勝 巳 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員